

# 令和3年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和3年6月4日

番 号	請 願 第 1 7 号	受理年月日	令和3年5月7日
件 名	二村守議員の議会説明での重大な間違いについて、会議録の訂正を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>まず、二村守議員の発言の間違いを指摘します。</p> <p>①総務企画常任委員会（令和2年6月18日）会議録から</p> <p>二村議員発言「請願者の杉浦正敏さんは、2月26日の審議会の答申内容の説明において、市民の定義を、公序良俗に反するものや、単に市域を通過するもの、友人宅を訪問するなど、まちづくりに関連しない突発的、または一時的なものは、本条例の活動に含まれないことを逐条解説に記載することに賛同されていました。そして、冒頭の市議会議員（補足：二村議員のこと）に、これでよい、これなら納得できると声を大きく説明をいただきましたが、あの言動は一体何だったのでしょうか。」</p> <p>「声を大きく説明」の事実はありません。証拠は残っているはずですが、二村議長にぼそと、他の人には聞こえない小さな声で話ただけです。よって、このことを知っている人は存在しません。気づいたにせよ、傍聴席にいた松本佳栄、杉山朗の両議員のみです。</p> <p>「あの言動は一体何だったのでしょうか」という発言が出てくるのは、審議会が終わった直後に、二村議長に話したことは完全に反対の見解に請願者が変更したためであり、文書（メール含む）で、このことを二村議長らに伝えました。従って、このような発言が委員会に出てきたと言えます。</p> <p>②本会議（令和2年6月24日）会議録から</p> <p>ここでも再度、二村議員は①と同様の内容を説明されました。これは既に否定していた内容です。委員会だけの発言と思っていたが、本会議において繰り返し出てきたことは驚きでした。</p> <p>二村議員発言「また、2月26日の審議会での答申内容の説明では、（後略）。この説明時間には、白山議員は傍聴されていませんでしたが、（続く）</p> <p>（請願者による補足：白山議員が傍聴されたのは、神谷明文委員が感想を述べ始めたちょうどそのときです。神谷委員は白山議員の顔を見るなり、二村議長が傍聴していることに言及され、懲罰にかけろ、というたぐいの発言を、ご自分の言葉によると、「興奮」しつつ、傍聴者らから見れば「勘違い発言」をされました。これを受けてなのか、最後に、鈴木会長が、これまた勘違いをした、とんでもない、事実ではない、住民を侮辱したような発言を神谷市長の前でされました）</p> <p>二村議員発言</p> <p>（前から続く）請願者の杉浦正敏さんは、これでよい、これなら納得できると断言されました。そして、傍聴の議員（補足：二村議長）に喜んで説明をされていました。そのときに、なぜ逐条解説でよいと言われたのか、今になって本文に入れなければならないのか、理解</p>		

ができません。」

請願者は、すでに否定した内容に再度言及され、衝撃を感じました。また、ここで特徴的なことは、白山議員が傍聴していないことを、本会議で、二村議員が初めて説明されたことです。ただ、白山議員の入室後に、暴言ともいえる言葉が始まるわけですから、委員会のすべてを傍聴していなかったわけではありません。

二村議員によると「もはや、この条例に対する議論は、その時間に見合うだけの実益が乏しいように思われます」とあります。

「住民税が原資の生活費」がただただほしい議員だとしたら、それは、時間の無駄でしょう。ただし、本来の議員の姿は、法令等を完璧に遵守した議員活動に立ってのもの。

まずは、自治基本条例ではあっても、すでに、紹介議員は、廃止できたらよいがという状況にあったため、市長ら担当部署、及び議会・議員は、最大限の改善をすべきかと考えます。

過去の多くの市職員は無益な条例だと思っているようですし、市長の選挙公約から発した、見方によっては時流に乗ってしまった、おそらくは思い付き条例であるため、現在において新規制定はほぼなく、全国で2割あればいい方です。審議会委員のなかには、市長が代われれば廃止されてもおかしくはないと、素人ではあっても本質を見抜いている人たちはいました。

しかし、市長は終始、判断を公開しておられず、いたずらに無益な時間が流れていくだけです。だれも、不備な条例を正せない、正す勇気がなく、リーダーシップも取れない。

白山議員に対抗すべく、やってみたら、思慮が浅かったのか、素人の請願者たちにも一瞬にして論駁（ろんぱく）されるレベルの企て、戦略しかできなかつたことは、さまざまな点から見ても疑問であり、もっと緻密に計画すべきです。このようなことに対応しなければならない無給の住民にとっては、時間の無駄でしかありません。

守りでは、先を読めない。攻めるから、先をすべて予測して進める。だから、これまででも、まともな反論は、ほとんどできず、ひたすら脱兎状態ではなかつたのかと思います。

しかし、もう廃止はほぼ不可能なため、逆に、請願者たちが、自治基本条例を根拠にし出したなら、自治基本条例を守っていたいという姿勢だった議員は、今度は、本条例違反をするだけになってしまう。

いったい何のための自治基本条例なのか。

付度したいがため、不完全な自治基本条例の可決成立をめざしてきてただけではないのか。

神谷市長をはじめとする関係各位なら、どこを修正すればよいのか、進んだ自治体は、どのように修正し改善してきているのかの事例は、調べれば容易にわかる。請願者たちは、これまでもヒントを提示したはずです。

### 請願事項

総務企画常任委員会（令和2年6月18日）会議録、及び、本会議（令和2年6月24日）会議録から、請願の趣旨にて説明し、請願者が否定した、事実とは異なる二村議員の発言部分を削除要請します。

なお、削除が不可能ならば、二村議員には、改めて議会で、事実とは違う、認識まちがいの発言であった旨の訂正説明を行われることを望みます。

要

旨